　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 事務連絡

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　令和２年５月11日

都道府県

各　指定都市　民生主管部（局） 御中

中 核 市

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

厚生労働省子ども家庭局保育課

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

　　　　　　　　　　　　厚生労働省社会・援護局保護課

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

厚生労働省老健局高齢者支援課

厚生労働省老健局振興課

厚生労働省老健局老人保健課

「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改訂について

新型コロナウイルス感染症の相談・受診については、「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」（令和２年２月17日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）においてお示ししているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症専門家会議の議論を踏まえ、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」（以下「相談・受診の目安」という。）が改訂されましたので、各民生主管部局におかれましては、社会福祉施設等の職員が正しい認識を持つとともに、職員も含め、妊婦、子ども、障害者及び高齢者並びにこれらの家族等による適切な相談及び受診がなされるよう、周知等の適切なご対応をお願いいたします。

また、これまで累次にわたりお示ししている社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点等における相談・受診の目安及び「新型コロナウイルス感染が疑われる者」に係る記載については、今般改訂された相談・受診の目安に読み替えるものとします。

また、管下の社会福祉施設等に対しても周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知をお願いいたします。

＜参考＞

・新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html>